

「平成 24 年度税制改正における重点要望等」に対する意見

－地方の役割と意見を踏まえた制度設計を求める－

平成 23 年 11 月 28 日
全 国 知 事 会

本日、民主党の「平成 24 年度税制改正における重点要望等」が決定された。しかしながらその内容は、全国知事会をはじめとする地方の意見や提案が反映されず、誠に残念で遺憾である。

今後、政府税制調査会において税制改正案を議論する過程においては、地方の提案に沿った制度が実現されるよう強く求める。

1 自動車取得税を堅持すること

今回の重点要望で、「地方財政へのしっかりとした配慮を行う」とされたものの、自動車取得税・自動車重量税について、具体的な代替税財源を示すことなく、「超円高・国際的な金融危機」を勘案するとの理由で、廃止、抜本的な見直しを早急を実施すべきと強く求めていることは、誠に遺憾である。

円高対策については、責任と権限を有する政府・日銀において早急に金融・為替政策をはじめとする実効性ある対策を講じるべきものであり、都道府県や市町村の貴重な税源を奪う議論にすり替えるべきではない。自動車の取得の事実には課税力を認めて課される自動車取得税は、消費税とは課税根拠が異なり、自動車による交通事故や騒音、CO₂の排出などの社会的費用に関し地方団体が供給する行政サービスに対して、受益に着目した税負担を求めるものであり、偏在性が少なく、税額の約 7 割を自動車取得税交付金として交付される市町村にとっても貴重な税源であることから堅持すべきである。

2 地球温暖化対策に地方が果たす役割を反映した制度設計を求める

地方自治体は、地球温暖化対策をはじめ、環境施策の推進において国以上の財政負担をするなど大きな役割を担っていることから、地球温暖化対策税の導入に当たっては、その相当割合を地方税源化することにより地方税財源を確保・充実するべきである。平成 23 年度税制改正大綱においても、地方の意見を踏まえて、「地方財源を確保・充実する仕組みについて、平成 24 年度実施に向けた成案を得るべく更に検討を進めます」とされたところである。

しかし、今回の重点要望では、国税については、「地球温暖化対策のための石油石炭税の課税の特例を設けるべき」とされているものの、地方税財源の確保については何ら言及がない。

今後、地球温暖化対策に地方が果たす役割を踏まえ、地球温暖化対策税の相当割合を地方税源化する制度の実現を強く求める。